

令和6年度愛知教育大学教育研究支援者配置制度利用者の前期募集について

本学では出産、育児、介護等（以下「介護等」という。）の理由により、十分な教育及び研究時間が確保できない大学教員に対し、教育研究支援者を配置することにより、大学教員の生活と教育研究業務の両立に資することを目的として、本制度利用者を以下のとおり募集します。

1. 利用対象者

教育研究支援者配置制度を利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、本学に勤務している大学教員（非常勤を除く）のうち、生活と研究業務の両立が困難な者であって、以下に掲げるいずれかに該当する者。

- (1) 妊娠中の者
- (2) 小学校6年生までの児童を養育する者
- (3) 要介護状態にある人を日常的に介護する者
- (4) 看護が必要な人を日常的に看護する者
- (5) 上記以外で特に支援が必要な状態にあり学長が認めた者

なお、産前産後休暇取得中、育児休業中、介護休業中の方は対象になりません。

2. 教育研究支援者

教育研究支援者は原則として本学の大学院及び学部にて在学する学生とします。

教育研究支援者候補は原則として利用申請者を探していただきます。

3. 教育研究支援者の業務内容

教育研究支援者の業務は、教育研究活動に対する技術的、事務的支援です。

- (例) データ入力・整理・分析、統計処理等の研究補助業務、情報の検索・収集、
学会資料や報告書類の作成、資料作成等の補助、英語論文の文献要約や文献抄読、実験補助、調査補助、文献収集、論文の執筆・校正・再校段階における誤字脱字等のチェック、
研究データ解析、研究費の管理、会議等の準備、研究費申請書類作成補助

4. 教育研究支援者の業務従事時間

教育研究支援者の業務従事時間は、申請者1人につき、1週間当たり10時間を上限とします。

5. 教育研究支援者の謝金

教育研究支援者の謝金単価は、国立大学法人愛知教育大学謝金取扱基準別表1「愛知教育大学基準単価表」の区分14②の基準単価を適用します。

6. 利用期間

令和6年5月1日から令和6年9月30日までの前期期間中、連続する期間とします。

(今年度は前期・後期に分けて募集を行います。)

令和6年10月1日から令和7年3月31日の後期期間は、令和6年9月より募集します)

ただし、当該期間に教育研究支援者配置制度の利用対象から外れた場合は、該当しなくなった月の翌月末をもって教育研究支援者配置制度を終了します。

7. 申請時期

利用対象の要件を満たし且つ研究の遂行が困難になるなどの事情が発生したとき、申請できます。

前期期間内であれば複数回申請することができます。

8. 申請方法

利用を開始する2週間前までに、以下の手続きにより所属長(学系長等)の承認を得て、教育研究支援者配置制度利用申請書(以下「申請書」という。)及び添付書類を人事労務課労務福祉係(sankaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp)まで書面若しくはメール添付でご提出ください。

【所属長承認・提出手続き(書面の場合)】

(1) 申請書を紙媒体で所属長に提出し承認を得る

(申請書下段の所属長承諾欄に日付・氏名の記入及び押印)

(2) 所属長の承認を得た後、添付書類とともに人事労務課労務・福祉係へ提出

【所属長承認・提出手続き(メールの場合)】

(1) 申請書のWordファイルを所属長に送付し、承認を得る

(申請書下段の所属長承諾欄に日付・氏名の入力)

(2) 所属長が承認した旨をメール文に記載した上で、申請書を申請者へ返送

(3) 申請書と添付書類のファイル(パスワード設定したもの)を所属長からの承認メールと併せて人事労務課労務・福祉係へメールで提出

申請書等は原則として返却いたしません。再度利用を申請する場合は改めてご提出ください。

なお、申込み時点で予算の限度額に達していた場合は、受付できない場合がありますのでご了承ください。

【添付書類】

・妊 娠 中：母子手帳の出産予定日の頁の写し

・育 児：生年月日を証明できるもの(母子手帳、健康保険証、住民票の写し)

・介護・看護：介護保険被保険者証、介護や看護の状況を証明、又は説明できるもの(医師の診断書、診療費の領収書等の写し)

9. 募集人員

5名程度

10. 募集期間

令和6年5月1日～令和6年7月31日（令和6年9月1日～後期の募集を開始いたします）

ただし予算の状況によっては前期募集期間終了前に募集を終了、または後期募集を見合わせる場合があります。その場合は学内掲示板等で通知いたします。

11. 利用の可否の決定、通知

利用の可否は予算及び以下の点を考慮し決定します。

(1)介護等によって、研究時間が十分に確保できない状況にあり、研究支援の必要性や重要性が高い場合。（配偶者や支援者の有無・同居・別居等、養育する子の人数、年齢、要介護や看護の状況・程度などを勘案する）

なお、介護等を事由とする研究困難な状況が同等とみなされる場合には、過去の本制度の利用回数等を考慮する場合がある。

(2) 教育研究支援者による補助業務が具体的かつ適正なものであり、申請者の研究活動の推進と育児・介護との両立に資すると見込まれる場合。

申請の結果は申請者と所属長（学系長等）に教育研究支援者配置制度利用許可・不許可通知書にて通知します。

11. 謝金支払い手続き

教育研究支援者による補助業務を利用した場合は、「愛知教育大学事業実施確認表」を利用した月の翌月5日までに以下の提出先まで提出してください。当該確認表の事業名欄には、本制度による従事であることが分かるよう「教育研究支援者配置制度利用による補助業務」と記載してください。

13. 報告書の提出

教育研究支援者配置制度の利用期間終了後は、2週間以内に教育研究支援者配置制度利用報告書を以下の提出先まで提出してください。

【提出先・本件担当】

愛知教育大学総務・企画部人事労務課労務・福祉係

TEL : 0566-26-2123, 2126

E-MAIL : sankaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp